

#### 4. 今後の協議会の運営について

- 特定非営利活動法人トラストサルン釧路から協議会に「釧路湿原自然再生協議会への提案(2006年1月27日)」が寄せられた(次頁)。
  
- 「提案」に関する協議の進め方(案)
  1. トラストサルン釧路から提案の主旨および内容の補足説明をいただく。
  2. その説明を踏まえ、協議会で意見交換を行う。

## 釧路湿原自然再生協議会への提案

特定非営利活動法人 トラストサルン釧路

釧路湿原自然再生協議会が発足し、すでに 2 年が経過しました。しかしながらこの 2 年間、釧路湿原自然再生全体構想の策定や、各小委員会での議論などが行なわれてきたものの、釧路湿原が蘇ったかという視点では、特に大きな進展は見られませんでした。トラストサルン釧路も協議会に参加していますが、その原因は、協議会のあり方も含めた自然再生事業の仕組みに基本的な問題があるためではないかと感じ始めています。

そこで、今までの経過などから問題と思われる点を示し、改善に向けた検討がなされるよう提案いたします。小委員会で示されている個別の事業については、可能な限り別途意見を表明していく所存です。

### 1. 釧路湿原の流域全体を見通した視点が軽視され、監督者も不在

湿原の自然再生において最も重要なことは、流域全体を対象に考える「流域視点の原則」です。これはラムサール条約会議の再生ガイドラインで示されているのみならず、釧路湿原再生全体構想でも原則の第一に掲げられています。しかしながら現状では、流域全体を見通した再生計画が始まっているとは言えません。具体化されている個々の事業においても流域視点は軽視されており、流域全体の自然環境を監視・監督する機構も不在です。したがって、流域内で何を急がなければならないのかという議論はなされず、個々の事業によって湿原全体の再生がどれほど進んだかを評価する仕組みがありません。

これは湿原再生において最も重要な課題です。協議会での緊急な検討を提案します。

### 2. 保全が急がれる自然についての具体的な行動がない

自然再生における基本方針の第一には、「現存する良好な生態系の保全」が掲げられています。しかしながら釧路湿原においては、保全に関する具体的な検討や取り組みが進んでいません。以前私たちは保全を検討する小委員会の設置を要望しましたが、「保全に関しては協議会で検討する」として却下された経緯があります。しかし協議会の全体会議は細かい議論をする場とはならず、ほとんど小委員会の報告等で終わっているのが現状です。

まず保全に関する協議の場の確保、あるいは保全問題を検討するための小委員会を立ち上げることを提案します。

### 3. 各小委員会は、実施が見込まれる各事業の検討会となってしまう

協議会には民間はもとより、行政の各部署が名を連ねています。しかし具体的な事案を検討する各小委員会の内容を見ると、それぞれが現在計画中である個々の事業の検討会という様相を呈しています。従ってこの委員会はどこかの行政部署が音頭をとっているかが明らかにわかります。そのような小委員会の構成で良いのでしょうか。中央行政、地方行政、民間団体などが互いに協力し、つながりをもって効果的な再生事業を進めなければ新しい展開はないと思います。

たとえば森林再生小委員会における最初の検討課題は「どうやって重要な森林の伐採を防ぐか」

であるはずですが。当然このためには林業関係の機関が重要な役割を果たすことにはなりますが、それができていません。また、森林・河川・湿原など流域全体の生態系のあり方を検討すべきところが、「旧川復元小委員会」のように、極めて部分的な工事の名称を冠している委員会もあり、疑問です。

小委員会体制の抜本的な見直しを提案します。

#### 4. 事業の客観的な評価を行なうための組織・体制がない

自然再生事業の基本姿勢に、施策を進めながら調査と評価を行ない、問題が生じた場合には手法を修正しながら進めるという「順応的管理の原則」があります。しかしながら現状では、事業実施中はおろか事業完了後においても影響調査と評価を客観的に実施する第三者機関は存在しません。結果として事業者自身が行なう影響調査や事後調査による評価がなされるのみとなります。これでは事業に対する客観的な評価は不可能でしょう。

事業の正しい評価を行なうために、独立組織による調査体制を作ることを提案します。

#### 5. 民有地での再生事業が進展しない

トラスサルン釧路はこれまで、環境省と協働で達古武地域における自然環境調査や森林再生の手法についての試験を行なって来ました。しかしこれから本格的な再生事業を開始するにあたっては、「政府機関の実施する自然再生事業は民有地では行なうことができない」という現状から、行政機関の援助を期待することはできなくなりました。我々は独自で自然再生を進めていくつもりですが、そのスピードは決して速くはないでしょう。そしてこの仕組みの元では、釧路湿原流域の90パーセント以上を占めると言われ、自然再生の成否の鍵を握っている民有地においては、自然再生が一向に進まないと容易に予想されます。この結果、釧路湿原の自然再生は「絵に描いた餅」に過ぎなくなるでしょう。

また同様に、地元市町村からの実施計画は出てきていません。これは再生事業に関心がないからではなく、地元市町村にとっては協議会に諮るメリットがないからであると思います。実際に自然再生事業に類するような市町村による取り組みも行なわれていますが、協議会に計画が提出されてはいません。なぜなら再生事業の名前を冠したところで財源が増えるわけでもなく、独自の取り組みを進めるのに協議会に諮ることは無駄とも言えるからです。

自然再生事業を国が推進するのであれば、民有地における公共事業展開の可能性を開き、また民間団体や地元市町村の行なおうとする事業に対する財政的支援などを考えることを提案します。このためには、行政やNGOで構成され、独自の予算を持って再生事業を推進できる組織を考える必要があります。

以上